宿日直規程

社会福祉法人ゆめさき会

（目　　的）

第 1 条　この規程は、就業規則第24条（宿日直）によって宿直および日直勤務を命じた職員の勤務、職務およびその他の事項について必要な事項を定めるものである。

（勤務者の範囲）

第 2 条　宿日直勤務に就く者は、次の者を除く。

① 試用期間中の者
② 育児または介護を行う者
③ 健康を害している者など長期欠勤（休暇）中の者
④ 18歳未満の者
⑤ その他、宿日直勤務を命じることが適当でない者

（勤務時間）

第 3 条　宿日直の勤務時間は、次のとおりとする。

宿　　直……19:00から翌日8:30まで
日　　直……休日の8:30から19:00まで

2　宿直勤務については、原則として23:00～翌日6:00までを仮眠時間とする。

3　前二項に定める勤務時間は、非常時および勤務の事情その他の事情により変更することがある。

（勤務の回数）

第 4 条　宿直および日直の回数は、原則として次のとおりとする。

宿　　直……週1回以内
日　　直……1ヵ月に1回以内

（勤務場所）

第 5 条　宿日直勤務者の勤務場所は、原則として法人の施設内とし、勤務中はみだりに勤務場所を離れないものとする。ただし、特別に指示をした場合は、その指示された場所とする。

（宿日直勤務者の職務）

第 6 条　宿日直勤務者の職務は、次のとおりとする。

① 施設の設備、備品、商品および書類等の監視保全
② 施設内巡視（火気の始末、戸締まり等の点検）による火災、盗難の防止

③　電話、郵便物等の収受および緊急の事項についての関係者への連絡
④　外来者への対応
⑤　火災・その他非常事態が生じた場合の緊急連絡網に基づいた対応
⑥　宿直者から次の日直者（あるいは日直者から次の宿直者）への必要事項の引継ぎ
⑦　利用者に対する夜尿起こし、おむつ交換、検温等の軽度で短時間の業務
⑧　その他前各号に付随する業務

（非常時の対応）

第 7 条　宿日直勤務者は、火災、盗難その他の非常事態が発生した場合には、速やかに関係者および関係官庁に連絡するとともに、臨機の処置を講じ、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

（勤務報告）

第 8 条　宿日直勤務者は、勤務中に生じた事項を所定の報告書に記載し、勤務終了後遅滞なく施設長または管理者に提出しなければならない。

（手　　当）

第 9 条　宿日直勤務に従事した職員に対しては、次のとおり宿日直手当を支給する。
宿　　直……1回　4,000円
日　　直……1回　4,000円
2　前項の宿日直手当は、賃金支給日に支払う。

附　　則

1.この規程は2023年(令和 5年) 6月 1日から施行する。
2.この規程の一部改正は2026年(令和 8年)10月 1日から施行する。